

令和5年度サービス管理責任者実践研修・児童発達支援管理責任者実践研修 開催要項

1. 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とします。

2. 実施主体

島根県（実施機関：島根県社会福祉協議会 島根県福祉人材センター）

3. 期日・定員・会場

期別	期日	開催場所	定員
前期	eラーニングによる受講（約3時間）10月10日（火）～10月18日（水）		120名
後期	令和5年10月25日（水） ～26日（木）	朱鷺会館 （出雲市西新町2丁目2456-4）	

4. 受講対象者等

<要件>下記①、②又は③を満たしている方が全日程を受講できる者となります。

①	サービス管理責任者等研修（基礎研修）修了後、本研修の受講開始日前5年間に指定障害福祉サービス事業所等において通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事している者又は従事しようとする者。
②	サービス管理責任者等研修（基礎研修）受講開始日において既に実務経験者（サービス管理責任者等として従事することができる年数をいう）であって、サービス管理責任者等研修（基礎研修）修了後、本研修の受講開始日前5年間に指定障害福祉サービス事業所等において通算して6ヶ月以上、個別支援計画作成の業務に従事した者（個別支援計画作成の業務に従事することについて、指定権者に事前届出を行っている者に限る）。
③	平成31年4月1日において、旧カリキュラム（平成30年度以前）のサービス管理責任者等研修を修了した者であって、同日以降に相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者となったもので、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事している者又は従事しようとする者。（本研修の受講開始日前5年間に指定障害福祉サービス事業所等において通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者に限る）

<対象者>

令和元年度・2年度・3年度・4年度に島根県にてサービス管理責任者基礎研修・児童発達支援管理責任者基礎研修を修了された方

※島根県外で基礎研修を受講・修了された方は、申し込みについて島根県福祉人材センターまでご相談ください。

重要！

令和元年度から令和3年度までに基礎研修を修了され実務要件（別紙）を満たしている方は、基礎研修修了後3年間は、経過措置としてサービス管理責任者または、児童発達支援管理責任者としての要件を満たしているとみなされますが、**基礎研修修了日から3年後の同日までに実践研修を修了することが必要**となります。

従って、**令和2年度に島根県が実施した基礎研修を修了された方は必ず受講いただく必要があります**のでご注意ください。

令和元年度に基礎研修を修了された方で令和4年度に実践研修を受講されなかった方は受講要件①を満たしていれば、今回受講が可能です。

5. 受講申込方法及び受講決定等について

(1) **令和5年9月4日(月)17時(必着)までに**、別紙「申込書」により、お申し込みください（FAX可）。

※期限を過ぎての受講申込は受け付けません。

※「4. 受講対象者等」の②で申込む方は、特例用の申込書より申込をお願いします。

(2) **申込書と併せ、下記を添付してください。**

(ア) サービス管理責任者基礎研修又は児童発達支援管理責任者基礎研修の修了証の写し（サービス管理責任者基礎研修と児童発達支援管理者基礎研修の両方の修了証をお持ちの方は、両方の写しをご提出ください）

(イ) 様式1又は様式2「実務経験証明書」

※「4. 受講対象者等」の①又は③で申込む方は、様式1—①又は様式1—②をご提出ください。

※「4. 受講対象者等」の②で申込む方は、様式2—①又は様式2—②と併せて様式2—③をご提出ください。また、特例で申し込まれる方は、事前に指定権限のある県または松江市に「個別支援計画の作成の業務に関する届出書」を必ずご提出ください。提出が無い場合は受講を認められませんのでご承知おきください。

(3) 受講を決定した場合、「受講決定通知書」を送付します。

※定員を超える申込みがあった場合は申込書に記載された同一事業所内の優先順位を考慮して受講者を選考する場合があります。

(4) 受講決定通知に合わせて受講料請求書を送付いたします。記載されている期限までに所定の方法により受講料をお振込みください（振込手数料はご負担ください）。**受講料 ひとり 3,000円**

(5) 決定後の取り消しはご遠慮ください。やむを得ず受講取り消しされる場合は、9月25日(月)午後5時までにご連絡頂いた場合に限り受講料を返金いたします。ただし、返金にかかる振込手数料はご負担頂きます。

(6) この受講決定は事業所等における配置要件を満たすことを確約するものではありません。実務経験が配置要件を満たすかについては、指定権限のある県または松江市におたずねください。

6. 修了証書の交付等

(1) 定められた日程を修了された受講者には島根県知事名の修了証書が交付されます。

(2) 地震、台風等やむを得ない事情以外の理由による遅刻は一切認めません。

※法人、施設等においては、受講者が全日程を受講できるよう調整等を行ってください。

(3) 欠席、遅刻、早退等により要件を満たさない場合や受講態度が著しく不良であると認められた場合（注1）、または内容を理解していないと判断された場合は、発行されない場合がありますのでご了承ください。

注1) ①他の受講者、研修会場に迷惑をかける行為

②研修の円滑な実施を妨げる行為（グループワークに等において消極的な態度も含む）

③研修に参加する者として好ましくない行為（携帯電話の使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為を行う、居眠り等）

7. その他

(1) 研修期間中の出席管理に伴い各講義後に出席簿にサインをしていただきます。（印鑑は不要）

(2) 会場は室温調整が十分にできないこともありますので、衣服等で調整できるようにご準備ください。

(3) 研修中の録音・録画は一切禁止とさせていただきます。

(4) 駐車場に限りがございますので、できるかぎり公共交通機関をご利用ください。

(5) 新型コロナウイルス感染症や地震・台風など、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合には、受講申込書に記載されたファックス番号（勤務先等）に一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページにも掲載します。なお、研修当日の急な荒天等、実施の判断がつかない場合は、ホームページを確認の上、対応してください。

(6) インフルエンザ等健康状態により、受講をご辞退いただく場合があります事を予めご了承ください。

(7) 感染症対策の一環として、マスク着用を推奨します。

(8) 車椅子席の用意等が必要な方は、受講申込時にご相談ください。

8. 申込み・お問合せ先

社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）

〒690-0011 松江市東津田町1741番地3 いきいきプラザ島根2F 担当/足立・永瀬

TEL 0852-32-5975

FAX 0852-32-5956

<https://www.shimane-fjc.com/>

9. 会場案内

《朱鷺会館》出雲市西新町2丁目 2456-4番地 TEL 0853-24-9857

◎ JR西出雲駅南口から徒歩10分 ◎ JR西出雲駅の南500m「しまね花の郷」隣

受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。

その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。

令和5年度 サービス管理責任者実践研修・児童発達支援管理責任者実践研修 日程表

【前期】eラーニング 令和5年10月10日（火）～10月18日（水）

科目
障害者福祉施策の最新の動向（60分）
サービス担当者会議等におけるサービス管理責任者の役割（50分） （多職種連携や地域連携の実践的事例からサービス担当者会議のポイントの整理）
（自立支援）協議会を活用した地域課題の解決に向けた取組（50分）

【後期1日目】令和5年10月25日（水） 朱鷺会館（出雲市西新町2丁目2456-4）

時間	科目
8:30～9:00	受付・開会
9:00～11:00	モニタリングの方法
11:10～12:00	個別支援会議の運営方法
12:00～13:00	昼食休憩
13:00～16:40	個別支援会議の運営方法

【後期2日目】令和5年10月26日（木） 朱鷺会館（出雲市西新町2丁目2456-4）

時間	科目
8:30～9:00	受付・開会
9:00～10:30	サービス提供職員への助言・指導について
10:40～12:40	実地教育としての事例検討会の進め方
12:40～13:40	昼食休憩
13:40～15:30	サービス担当者会議と（自立支援）協議会の活用についてのまとめ

※時間配分はあくまで予定です。変更の可能性がありますのであらかじめご承知おきください。

◎サービス管理責任者の配置が必要なサービス

- 自立訓練(生活訓練)
- 自立訓練(機能訓練)
- 就労継続支援 B 型
- 生活介護
- 共同生活援助
- 就労移行支援
- 就労定着支援
- 自立生活援助
- 就労継続支援 A 型
- 療養介護

※居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・短期入所・重度障害者包括支援は該当しません。

◎児童発達支援管理責任者の配置が必要なサービス

- 児童発達支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 医療型障害児入所施設
- 医療型児童発達支援
- 保育所等訪問支援
- 放課後等デイサービス
- 福祉型障害児入所施設

eラーニングのイメージ

◆必要動作環境

インターネット環境、メールアドレス、動画視聴が可能なパソコン・タブレット・スマートフォン等が必要です。
動画は転送量が大いため、モバイル通信ではなく Wi-Fi 環境でのご利用を推奨します。

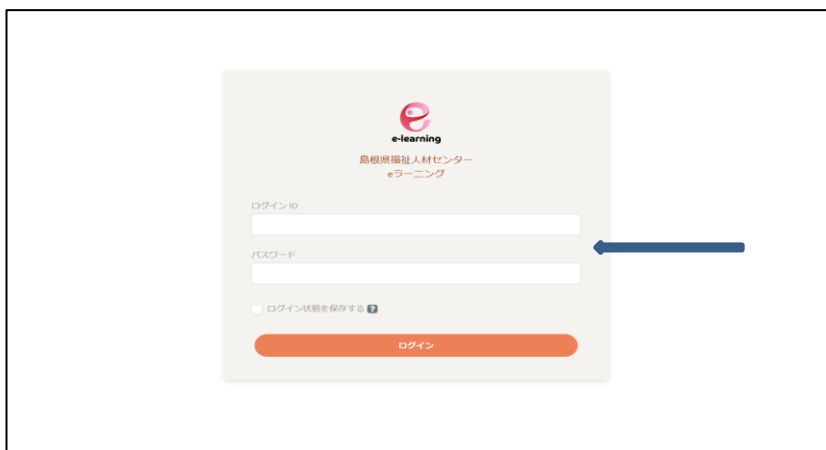
◆ログイン方法



① 島根県福祉人材センターのトップページから「eラーニングサポートページ」を開きます。



② eラーニング受講をクリックします。



③ ログイン ID とパスワードを入力すると学習画面が表示されます。